

特許法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、平成二十六年八月一日に施行することとする分)

第一 救済措置の拡充等

一 手続期間の延長に係る規定の整備

特許法等に基づく手続をする者の責めに帰することができない事由が生じたときは、その手続期間を一定の期間に限り延長することができるものとする。

二 優先権主張に係る規定の整備

1 優先権主張を伴う特許出願について、その優先期間内に当該特許出願をすることができなかつたことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができるものとする。

2 優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時になくとも一定期間内であれば提出できるものとし、その補正についても、一定期間内に限りできるものとする。

三 特許出願審査の請求期間の徒過に係る救済規定の整備

特許出願審査の請求について、その請求期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該請求をすることができるものとともに、当該特許出願について特許権の設定の登録があったときは、当該請求期間の徒過について記載した特許公報の発行後から当該請求について記載した特許公報の発行前までの間に、当該特許出願に係る発明の実施を行った第三者は、当該特許権について通常実施権を有するものとする。

第二 特許異議の申立て制度の創設等

一 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に対し、特許異議の申立てをすることができるものとする。

二 特許異議の申立てについての審理は書面審理によるとともに、審判長は、特許の取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し意見書を提出する機会を与え、また、特許権者から特許請求の範囲等の訂正の請求があったときは、特許異議申立人に対し意見書を提出する機会を与えなければならないものとする。

三 特許無効審判に係る請求人適格について、利害関係人のみがこれを有するものとする。

第三 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備

一 特許庁長官を通じた意匠に係る国際登録出願に関する手続を整備すること。

二 国際登録に基づき我が国における保護を求める国際意匠登録出願に関する手続を整備すること。

三 特許庁長官を通じて意匠に係る国際登録出願をする場合等の手数料を定めること。

第四 商標法の保護対象の拡充等

一 商標の定義を見直し、色彩のみや音からなる商標を保護の対象とすること。

二 音の商標を発する行為を使用の定義に追加する等、商標の使用の定義の見直しを行うこと。

三 商標の詳細な説明を願書記載事項に追加する等、商標登録出願に関する手続について、所要の規定の整備を行うこと。

四 商標の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいて行われる国際商標登録出願に関する手続について、国際登録簿上に記載されている事項のうち所要の事項を商標の詳細な説明とみなす旨の規定の整備を行うこと。

五 自己の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標等及び国際機関

と関係があるとの誤認を生ずるおそれのない商品等について使用する商標については、当該国際機関を表示する標章と同一又は類似であっても、商標登録することができるものとする。

第五 地域団体商標の登録主体の拡充

地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国の法人を追加すること。

第六 特許協力条約に基づく国際出願に係る特許庁への手数料の納付手続の見直し

特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち他国の特許庁等に対する手数料について、特許庁に対する手数料と一括で納付するための規定の整備を行うこと。

第七 弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等

一 知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することについて、弁理士の使命として明確化すること。

二 弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加や、発明等の保護に関する

相談に応ずること等についての明確化を行うこと。

三 特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする。

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 施行期日

この法律の施行期日について定めること。